

平成28年第1回紀の川市議会定例会 第1日

平成28年 2月26日（金曜日） 開 議 午前 9時30分
散 会 午後 1時30分

◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4
 - 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 諮問第 7号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 議案第 1号 長田竜門財産区管理委員の選任について
 - 議案第 2号 長田竜門財産区管理委員の選任について
 - 議案第 3号 長田竜門財産区管理委員の選任について
 - 議案第 4号 長田竜門財産区管理委員の選任について
 - 議案第 5号 長田竜門財産区管理委員の選任について
 - 議案第 6号 長田竜門財産区管理委員の選任について
 - 議案第 7号 竜門財産区管理委員の選任について
 - 議案第 8号 竜門財産区管理委員の選任について
 - 議案第 9号 竜門財産区管理委員の選任について
 - 議案第10号 竜門財産区管理委員の選任について
 - 議案第11号 竜門財産区管理委員の選任について
 - 議案第12号 竜門財産区管理委員の選任について
 - 議案第13号 竜門財産区管理委員の選任について
 - 議案第14号 南北志野財産区管理委員の選任について
 - 議案第15号 南北志野財産区管理委員の選任について
 - 議案第16号 南北志野財産区管理委員の選任について
 - 議案第17号 南北志野財産区管理委員の選任について
 - 議案第18号 南北志野財産区管理委員の選任について
 - 議案第19号 南北志野財産区管理委員の選任について
 - 議案第20号 南北志野財産区管理委員の選任について

- 議案第21号 静川財産区管理委員の選任について
- 議案第22号 静川財産区管理委員の選任について
- 議案第23号 静川財産区管理委員の選任について
- 議案第24号 紀の川市歌の制定について
- 議案第25号 土地の取得について
- 議案第26号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第27号 紀の川市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第28号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 紀の川市水道事業運営審議会条例の制定について
- 議案第30号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の全部改正について
- 議案第31号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第32号 紀の川市税条例の一部改正について
- 議案第33号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第34号 紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第35号 紀の川市長寿祝金支給条例の一部改正について
- 議案第36号 紀の川市都市公園条例の一部改正について
- 議案第37号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について
- 議案第38号 紀の川市那賀B&G海洋センター条例の一部改正について
- 議案第39号 紀の川市貴志川線存続基金条例の廃止について
- 議案第40号 紀の川市廃棄物処理施設条例の廃止について
- 議案第41号 紀の川市老人ゲートボール場施設条例の廃止について
- 議案第42号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第43号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第44号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第45号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第46号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予

算（第2号）について

- 議案第47号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第48号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第49号 平成27年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第50号 平成27年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第51号 平成28年度紀の川市一般会計予算について
- 議案第52号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第53号 平成28年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について
- 議案第54号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第55号 平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
- 議案第56号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第57号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第58号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第59号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第60号 平成28年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第61号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第62号 平成28年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第63号 平成28年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第64号 平成28年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について
- 議案第65号 平成28年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
- 議案第66号 平成28年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算につ

いて

- 議案第67号 平成28年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について
議案第68号 平成28年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
議案第69号 平成28年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について
議案第70号 平成28年度紀の川市調月財産区特別会計予算について
議案第71号 平成28年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について
議案第72号 平成28年度紀の川市平池財産区特別会計予算について
議案第73号 平成28年度紀の川市水道事業会計予算について
議案第74号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
議案第75号 権利の放棄について
議案第76号 権利の放棄について
議案第77号 権利の放棄について
議案第78号 指定管理者の指定について
議案第79号 指定管理者の指定について
議案第80号 指定管理者の指定について
議案第81号 指定管理者の指定について
議案第82号 指定管理者の指定について
議案第83号 指定管理者の指定について
議案第84号 紀の川市道路線の認定について
議案第85号 紀の川市道路線の認定について
議案第86号 紀の川市道路線の認定について
議案第87号 行政不服審査法に基づく諮問機関に係る事務の委託に関する協議について

日程第 5 委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 杉原勲	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 高田英亮	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁

20番 川原 一 泰 21番 坂本 康 隆 22番 竹村 広 明

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村 慎 司	副市長	田村 武
市長公室長	林 信 良	企画部長	森本 浩 行
総務部長	竹中 俊 和	危機管理部長	上山 和 彦
市民部長	中邨 勝	地域振興部長	森田 英 嗣
保健福祉部長	服部 恒 幸	農林商工部長	岩坪 純 司
建設部長	福岡 資 郎	国体対策局長	榎本 守
会計管理者	森脇 澄 男	水道部長	田村 佳 央
農業委員会事務局長	米田 昌 生	教育長	松下 裕
教育部長	稲垣 幸 治	企画部財政課長	杉本 太

○議会事務局職員

事務局長	城山 義 弘	次長兼議事調査課長	中野 朋 哉
議事調査課課長補佐	岩本 充 晃	議事調査課係長	藤田 郁 也

（開会 午前 9時30分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

議員各位には、平成28年第1回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回紀の川市議会定例会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本定例会には、平成28年度各会計予算をはじめ、条例の制定・改正等多数上程されております。議員各位の御協力をのもと、円滑な議会運営を努めますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹村広明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定による、20番 川原一泰君、21番 坂本康隆君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（竹村広明君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、去る2月16日議会運営委員会を開催していただき、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期予定表のとおり、本日から3月25日までの29日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの29日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（竹村広明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

報告1、監査委員より、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査の結果報告が、同条第3項の規定によりあり、また地方自治法第199条第4項に基づく定期監査の報告が、同条第9項の規定によりありましたので、お手元に配付しております。

また、市長より、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったとの報告が同条第2項の規定によりありましたので、後ほど配付させていただきます。

なお、その他の報告につきましては、お手元に配付しているとおりでござんいただきますと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について から
議案第87号 行政不服審査法に基づく諮問機関に係る事務の委託に関する協議について まで

○議長（竹村広明君） 次に、日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第87号 行政不服審査法に基づく諮問機関に係る事務の委託に関する協議についてまでの94件を一括議題といたします。

それでは、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

本日、平成28年第1回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず御参集いただき、厚く御礼申し上げます。

本定例会に上程しております諸議案に係る提案理由等の説明に先立ち、新年度に実施いたします新政策及び当初予算の基本的な考え方について、御説明申し上げたいと思います。

平成27年度までの施策は、「安全・安心」を念頭に、基盤整備を中心としたまちづくりを行ってまいりました。

平成28年度につきましては、これまで整備してきた基盤を生かしながら、市としてさらなる発展を目指してまいりたいと思います。また、市が直面している地方創生や人口減少、少子高齢化などの課題に対し、的確な施策を積極的に、戦略的に展開してまいります。

一般会計では307億5,000万円で、前年と比較すると2億円、率では0.6%の減で、4年連続の減額となっております。

減額の主な要因としましては、普通建設事業費の減額によるものとなります。

また、特別会計は、204億1,876万円で、公営企業会計は、21億7,781万9,000円、総額で533億4,657万9,000円となります。

まず、この平成28年度当初予算のテーマを「豊かなまち紀の川市の実現をめざして、地方創生に向けて始動」とし、これを達成するため、「5つの柱」を設定しております。

まず、一つ目の柱として、「地域資源を活かした魅力あるまち」であります。

自然環境やフルーツ、観光資源、社会資源、人材等の連携による魅力的なまちづくりを行ってまいります。

二つ目は、「魅力ある仕事・職場のあるまち」として、新たな雇用の創出と、若者が地元で就職できるよう支援をしてまいります。

三つ目の柱は、「若い世代から選ばれるまち」であります。20代から30代の若い世代の転出が多いため、出会い・結婚・出産、そして子育てに至るまで切れ目のない支援を行い、転出を抑制し、転入の促進を図ってまいります。

四つ目は、「安全・安心で暮らし続けたいまち」として、防犯・防災対策や保健・福祉・医療の充実を図るとともに、計画的なまちづくりを行ってまいります。

五つ目の柱は、「健全で持続可能な行政経営を行うまち」であります。健全な財政運営のもと、行政を運営するという観点から住民の視点に立って、成果とコストを意識した効率的で質の高い行政サービスを提供してまいります。

これらの内容を説明いたします。

まず、1つ目の「地域資源を活かした魅力あるまち」として、「シティプロモーションの推進」であります。

これは、全国に「紀の川市を知ってもらおう」ことを主眼に置き、市の認知度の向上とイメージアップを図り、交流人口の拡大につなげてまいります。その内容は、メディア関係者の方を招待し、紀の川市の魅力を知っていただくプレストアーの開催や、ターゲットを絞った戦略的な情報発信や、また職員の情報発信能力の向上を図ってまいります。

次に、ことしの1月から寄附をしていただいた方に特産品を贈呈する事業を開始したところ、大変好評をいただいております、順調なスタートを切ることができております。この寄附していただいた方には、返礼品のほか紀の川市のことをさらに知っていただけるようPRグッズをお届けしてまいりたいと考えております。

また、「近畿大学との連携強化」として、近畿大学生物理工学部が立地しているという優位性を生かし、近畿大学と「包括連携に関する協定」を締結し、教育や農業だけでなく、多岐にわたる分野との交流、また学生との交流を行い、雇用の創出や地域の活性化につながる取り組みを行ってまいります。平成28年度につきましては、この協定に基づき、推進協議会を立ち上げ、具体的に連携していける内容の協議を行ってまいります。

二つ目の柱として、「魅力ある仕事・職場のあるまち」では、「基幹産業である農業の振興・活性化」として、持続可能な農業を実現するための支援を行ってまいります。

今まで、認定農業者に限られていた農機具の購入などに対する支援を認定新規就農者まで拡充し、農業の担い手・人材の確保を図ってまいります。

「農作物の高付加価値化と販売促進」では、農業の活性化と、もうかる農業の実現に向け、「6次産業化の支援」を行ってまいります。みずから生産した農作物を活用して、6次産業化の事業を起こされる方に支援を行うもので、付加価値の創出と消費拡大を目指してまいります。

三つ目の柱として、「若い世代から選ばれるまち」として、「医療費助成制度の拡充」を行い、出生率の向上と子育てしやすい環境整備を推進するものであります。

不妊治療費の助成については、現行でも国や県の制度に上乘せしており、県下でもトップレベルの支援を行っております。今回、特定不妊治療の2回目以降の助成額を増額するとともに、県下の市町村では初めて「男性の不妊治療」も助成対象とし、出産の希望をかなえるための支援を行ってまいります。

また、「子ども医療費の助成」として、現行では通院費の助成は小学校卒業までが対象ですが、これを中学校卒業まで拡充し、子育て世代の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすいまちを目指してまいります。

また、「出会いと交流の場の創出」をする目的で、同窓会の開催を支援することで交流の場ができることに加え、市外や県外に進学や就職のために転出された方のUターンのきっかけづくりと郷土愛を醸成し、Uターンの促進と転出の抑制を図ってまいります。

さらに、「教育環境の充実」としては、小中学校施設の整備・改修により、子どもたちが安全・安心して学べる教育環境の充実を図ってまいります。平成27年度で校舎の耐震化が完了したことから、次は、小学校の全ての普通教室と音楽室にエアコンの整備をし、快適な学習環境の提供を行ってまいります。

また、「フルーツ給食の実施」をし、子どもたちにフルーツを食べる機会を創出してまいります。食育アンケートによりますと、フルーツを全く食べないと答えた子どもさんが約3割もあります。このような子どもたちに、安全・安心でおいしいフルーツを食べてもらうため、月1回、市立小・中学校の給食に紀の川市産のフルーツを提供してまいります。これによって、紀の川市が「フルーツのまち」であるということを知ってもらい、紀の川市ではどんなフルーツがとれ、「今は何が旬なのか、またどんな栄養があるのか」など、学ぶ機会もつくり、食育や郷土愛の醸成につなげてまいります。

四つ目の柱として、「安全・安心で暮らし続けたいまち」として、京奈和自動車道紀の川インターチェンジから阪和自動車道上之郷インターチェンジの間を最短で結ぶ京奈和関空連絡道路の整備を促進してまいります。

走行時間の大幅な短縮により、企業誘致、観光や農業の振興、災害対応等、多方面での効果が見込まれ、市の将来を左右するほどの「最重要路線」であることから、平成28年度では市民フォーラムの開催や、啓発用パンフレットの作成など早期実現に向け、機運を高めるための取り組みを行ってまいります。

また、安全・安心について、台風やゲリラ豪雨など、紀ノ川と貴志川の水位が上昇した際に、樋門を閉めることで、樋門周辺の地域に浸水の被害が出ております。このことは、安全・安心に暮らし続けていただくためには、早期に解決しなければならない問題であるため、岩出井堰の改修事業を国に要望しており、既に調査検討をいただいておりますが、一日も早く事業が着手されるよう、引き続き要望してまいります。

五つ目の柱は、「健全で持続可能な行政経営を行うまち」、「市民目線に立った、行政

運営の仕組みづくり」を行い、「行政を経営する」という観点を持ち、市民サービスのさらなる向上を目指してまいります。

新たな総合計画の策定とアンケートなどで、市民の皆様の声をお聞きをし、皆さんが本当に望んでいる「紀の川市の将来像」に向かって、市民の皆さんとの協働によって総合計画を策定してまいります。

次に、組織機構の再構築として、業務の実態調査を行い、課題の抽出とその改善を図り、効率的で効果的な組織体制をつくってまいります。

また、行政評価制度の構築では、今までのように「どんな事業をどれだけするか」だけでなく、その事業の成果を重視し、総合計画の進行管理とサービスの検証を行うための行政評価制度をつくってまいります。このように、総合計画の進行管理、組織・人事管理、行政改革と財政運営を連動させることにより、市民満足度の向上を目指すものであります。

以上、重立った事業の説明をいたしました。市民の皆様が安全・安心で「住みたいまち・住んでよったまち・ずっと住みたいまち」と言っていただけ紀の川市を市民の皆様とともに考え、実現してまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、今定例会に提案いたしました94議案の提案理由を説明申し上げます。

まず、人事に係る議案になります。

諮問第1号から諮問第7号は、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号から議案第23号は、任期満了に伴う財産区管理委員の推薦について、それぞれ議会の同意をお願いするものであります。

続きまして、条例案件等に係る議案につきましては、議案第24号は、市歌の制定について、議案第25号は、紀の川市貴志川スポーツ公園を中心に、一団の土地として有効利用する用地を購入するための土地取得についてであります。

次に、議案第26号は、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例について不服申し立て手続の「審査請求」への一元化及び字句の整理等の改正を行うものであります。

議案第27号は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理について必要な事項を定めるものであります。

議案第28号は、人事院勧告、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するため条例を制定するものであります。

また、議案第29号は、水道事業を円滑に運営するための運営審議会の設置に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第30号は、障害者地域生活の支援事業の実施方法を見直すものであります。

議案第31号は、行政不服審理員及び水道事業運営審議会委員の報酬を定めるとともに、老人ホーム入所判定委員会委員の報酬を見直すものであります。

議案第32号は、地方税法等の一部改正に伴い、猶予制度等を見直し等を行うものであ

ります。

議案第33号は、医療費の増加による基礎課税相当分の不足等を補うための国民健康保険税率の改正等を行うものであります。

議案第34号は、子どもの医療費の助成について、支給対象の拡充であります。

議案第35号は、長寿祝金の支給資格要件の見直しを行うものであります。

議案第36号及び議案第37号は、市民公園プール整備等による都市公園の整備及び、社会体育施設の整理等に伴う所要の改正を行うものであります。

また、議案第38号は、那賀B&G海洋センターの使用料及び利用時間の見直しを行うものであります。

議案第39号は、紀の川市貴志川線存続基金事業の終了であります。

議案第40号は、紀の海クリーンセンターの稼働に伴う現施設の廃止であります。

議案第41号は、老人ゲートボール場の設置目的の達成に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第42号から議案第50号は、各会計の予算の補正をお願いするもので、各会計の決算状況を見込み、事業執行における過不足の調整と、人事院勧告に伴う人件費の調整等による補正予算を計上しております。

また、議案第51号から議案第74号につきましては、平成28年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の当初予算であり、先ほど概要の一部を説明させていただきましたが、資料として、「平成28年度当初予算の概要」を添付いたしておりますので、詳細説明は省かせていただきますことを御了承賜りたいと思います。

次に、議案第75号から議案第77号は、住宅新築資金貸し付け及び住宅改修資金貸付金に係る債権の権利の放棄についてであります。

議案第78号から議案第83号は、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

議案第84号から議案第86号は、いずれも公共事業により整備した農道・林道及び整備を要する道路の紀の川市道の路線としての認定についてであります。

議案第87号は、行政不服審査法の施行に伴う第三者機関への諮問手続の新設に伴い、和歌山県への諮問機関に係る事務の委託について、それぞれ議決をお願いするものであります。

以上、議案の提案説明を申し上げましたが、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、補足説明を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） おはようございます。

それでは、諮問第1号から諮問第7号までの人権擁護委員候補者の推薦について、御説明させていただきます。

今回、人権擁護委員7名が、来る平成28年6月30日をもって任期満了となりますので、林^{はやし}久晴^{ひさはる}氏、楠見^{くすみ}郁夫^{いくお}氏については、再任を、また、山田^{やまだ}庄司^{しょうじ}氏、長谷^{はせ}弘司^{こうじ}氏、半田^{はんた}雅巳^{まさみ}氏、山本^{やまもと}善啓^{よしひろ}氏、山田^{やまだ}欽哉^{きんや}氏については、新たに。人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたく、諮問するものでございます。

人権擁護委員法に規定により、市町村長は、その市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められており、これにより議会の意見を求めるものでございます。

議案書1ページをお願いいたします。

諮問第1号につきましては、住所、紀の川市中井坂68番地、氏名、山田庄司、昭和29年7月5日生まれでございます。

2ページ、諮問第2号につきましては、住所、紀の川市久留壁207番地、氏名、長谷弘司、昭和30年8月8日生まれでございます。

議案書3ページ、諮問第3号につきましては、住所、紀の川市重行84番地6、氏名、半田雅巳、昭和30年11月7日生まれでございます。

議案書4ページ、諮問第4号につきましては、住所、紀の川市上田井967番地、氏名、林久晴、昭和25年11月4日生まれでございます。

議案書5ページ、諮問第5号につきましては、住所、紀の川市粉河122番地1、氏名、楠見郁夫、昭和28年12月7日生まれでございます。

議案書6ページ、諮問第6号につきましては、住所、紀の川市東野97番地2、氏名、山本善啓、昭和29年9月10日生まれでございます。

議案書7ページ、諮問第7号につきましては、住所、紀の川市貴志川町岸宮375番地、氏名、山田欽哉、昭和30年4月6日生まれでございます。

なお、任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっております。

なお、7名の略歴等につきましては、別冊の議案資料1ページから7ページに資料として添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、諮問7件につきまして、よろしくをお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第1号から議案第23号までの長田竜門・竜門・南北志野及び静川財産区の4財産区の管理委員の選任、23議案につきまして一括して御説明を申し上げます。

議案書8ページをお願いいたします。

まず、議案第1号から議案第6号までの長田竜門財産区管理委員の選任についての6議案につきましては、いずれも任期満了に伴うもので、紀の川市財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

6名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

議案第1号につきましては、住所、紀の川市嶋243番地、氏名、伊都祥信^{いとよしのぶ}、昭和17年6月11日生まれ。

9ページをお願いいたします。

議案第2号につきましては、住所、紀の川市長田中573番地、氏名、北林俊治^{きたばやしとしはる}、昭和20年11月1日生まれ。

10ページをお願いいたします。

議案第3号につきましては、住所、紀の川市北長田253番地、氏名、神藤久嗣^{じんとうひさつぐ}、昭和21年11月5日生まれ。

11ページをお願いいたします。

議案第4号につきましては、住所、紀の川市深田1番地、氏名、曾和俊次^{そわしゅんじ}、昭和22年5月2日生まれ。

12ページをお願いいたします。

議案第5号につきましては、住所、紀の川市風市15番地3、氏名、中前伸茂^{なかまえのぶしげ}、昭和29年11月26日生まれ。

13ページをお願いいたします。

議案第6号につきましては、住所、紀の川市別所131番地、氏名、林廣彦^{はやしひろひこ}、昭和34年2月26日生まれ。

以上、6議案について議会の同意を求めるものでございます。なお、任期につきましては、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間となっております。

また、6名の方々の主な職歴等につきましては、別冊議案資料の8ページ及び9ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

続きまして、議案書14ページをお願いいたします。

議案第7号から議案第13号までの竜門財産区管理委員の選任についての7議案につきましても、任期満了に伴うもので、紀の川市財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

7名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

まず、議案第7号につきましては、住所、紀の川市勝神93番地、氏名、眞國信友^{まくにのぶとも}、昭和12年8月15日生まれ。

15ページをお願いいたします。

議案第8号につきましては、住所、紀の川市遠方185番地、氏名、畠山幸次^{はなけやまこうじ}、昭和21年8月1日生まれ。

16ページをお願いいたします。

議案第9号につきましては、住所、紀の川市杉原686番地、氏名、湯淺眞徳^{ゆあさまきのり}、昭和21年8月14日生まれ。

17ページをお願いいたします。

議案第10号につきましては、住所、紀の川市上田井938番地、氏名、高橋卓士^{たかはしたくじ}、昭

和22年2月18日生まれ。

18ページをお願いいたします。

議案第11号につきましては、住所、紀の川市荒見194番地6、氏名、呉橋^{くれはし} 徹^{とおる}、昭和22年6月3日生まれ。

19ページをお願いいたします。

議案第12号につきましては、住所、紀の川市荒見912番地1、氏名、石野^{いしの} 義幸^{よしゆき}、昭和26年1月1日生まれ。

20ページをお願いいたします。

議案第13号につきましては、住所、紀の川市勝神361番地、氏名、榎本^{えのもと} 登^{のぼる}、昭和32年1月8日生まれ。

以上、7議案について議会の同意を求めるものでございます。なお、任期につきましては、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間となっております。

また、7名の方々の主な職歴等につきましては、別冊議案資料の10ページ及び11ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

続きまして、議案書21ページをお願いいたします。

議案第14号から議案第20号までの南北志野財産区管理委員の選任についての7議案につきましても、任期満了に伴うもので、紀の川市財産区管理会条例第3条第1項の規定より議会の同意を求めるものでございます。

7名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

まず、議案第14号につきましては、住所、紀の川市南志野402番地2、氏名、木村^{きむら} 忠雄^{ただお}、昭和22年7月3日生まれ。

22ページをお願いいたします。

議案第15号につきましては、住所、紀の川市北志野392番地内1号、氏名、神保^{じんぼ} 美^{よし} 宏^{ひろ}、昭和22年12月16日生まれ。

23ページをお願いいたします。

議案第16号につきましては、住所、紀の川市南志野9番地、氏名、角^{すみ} 良隆^{よしたか}、昭和24年7月19日生まれ。

24ページをお願いいたします。

議案第17号につきましては、住所、紀の川市南志野327番地3、氏名、森田^{もりた} 修司^{しゅうじ}、昭和26年3月10日生まれ。

25ページをお願いいたします。

議案第18号につきましては、住所、紀の川市北志野101番地、氏名、木村^{きむら} 彰吾^{しょうご}、昭和27年12月23日生まれ。

26ページをお願いいたします。

議案第19号につきましては、住所、紀の川市北志野363番地、氏名、木村^{きむら} 久光^{ひさみつ}、昭和33年3月25日生まれ。

27ページをお願いいたします。

議案第20号につきましては、住所、紀の川市北志野482番地、氏名、木村忠博^{きむらただひろ}、昭和33年4月22日生まれ。

以上、7議案について議会の同意を求めるものでございます。なお、任期につきましては、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間となっております。

また、7名の方々の主な職歴等につきましては、別冊議案資料の12ページ及び13ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

続きまして、議案書28ページをお願いいたします。

議案第21号から議案第23号までの静川財産区管理委員の選任についての3議案につきましては、委員7名のうち3名の任期満了に伴うもので、紀の川市財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

3名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

まず、議案第21号につきましては、住所、紀の川市名手下58番地、氏名、西岡一郎^{にしおかいちろう}、昭和18年4月15日生まれ。

29ページをお願いいたします。

議案第22号につきましては、住所、紀の川市名手上47番地、氏名、中林耕三^{なかばやしこうぞう}、昭和22年5月18日生まれ。

30ページをお願いいたします。

議案第23号につきましては、住所、紀の川市平野605番地1、氏名、杉岡照五^{すぎおかしょうご}、昭和25年11月26日生まれ。

以上、3議案につきまして、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期につきましては、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間となっております。

また、3名の方々の主な職歴等につきましては、別冊議案資料の14ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、合わせまして23議案について、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） おはようございます。

議案書の31ページをごらんください。

議案第24号 紀の川市歌の制定について、御説明申し上げます。

32ページをお願いいたします。

合併10周年を記念して、市の情景が浮かび、子どもから高齢者まで誰からも親しまれ、市民の一体感と郷土愛の醸成につなげるため、紀の川市歌を制定するものでございます。

作詞、保岡直樹^{たすおかなおき}、作曲、青木進^{あおきすすむ}でございます。

以上、御審議お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、議案第25号から議案第28号まで、総務部から御説明をさせていただきます。

まず、33ページをお開きください。

議案第25号 土地の取得について。

有効な土地利用を図るため、下記の土地を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。1、所在地、紀の川市貴志川町井ノ口字山田1407番地ほか3筆。2、数量、2万9,430平方メートル。3、取得の方法、売買。4、取得金額、3,800万円。5、契約の相手方、和歌山市美園町五丁目1番地の1、和歌山県農業協同組合連合会 代表理事理事長北原康史。

別添資料の15ページをごらんください。

取得する土地4筆の地目・地積を記載しております。

別添資料の16ページでは、図面上、塗りつぶしている部分が今回取得する土地、斜線部分が貴志川スポーツ公園ほか、既に市が所有している土地でございます。

続きまして、議案書の34ページ。

議案第26号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

処分・不作為に関する不服申し立て制度について、行政不服審査法が全面改正され、平成28年4月1日から施行されるに当たり、紀の川市情報公開条例、紀の川市個人情報の保護に関する条例、紀の川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、紀の川市固定資産評価審査委員会条例、紀の川市手数料条例の五つの条例の一部改正をするものでございます。

まず、35ページから41ページの第1条、紀の川市情報公開条例の一部改正につきましては、不服申し立て手続の審査請求への一元化に伴う語句の整理、開示決定等に係る審査請求における審理員指名の適用除外規定の制定、審査請求の際における紀の川市情報公開審査会の諮問手続、調査権限等の明文化を行っております。

続きまして、41ページ、お願いいたします。

第2条、紀の川市個人情報の保護に関する条例の一部改正につきましても、情報公開条例と同じく、不服申し立て手続の審査請求への一元化に伴う語句の整理、開示決定等に係る審査請求における審理員指名の適用除外規定の制定、審査請求の際における個人情報審査会の諮問手続、調査権限等の明文化を行っております。

続きまして、48ページ、お願いいたします。

第3条、紀の川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、不服申し立て手続の審査請求への一元化に伴う語句の整理のほか、報告事項へ人事評価制度及び退職者管理の実施に伴う項目を追加しております。

次の49ページ、第4条、紀の川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきまし

ては、行政不服審査法に準拠した語句の整理を行っております。

次の51ページ、第5条、紀の川市手数料条例の一部改正につきましては、審査請求人等への審査書類の写し等の交付に係る手数料を定めております。

附則で、施行日を平成28年4月1日と定めております。

続きまして、議案第27号 紀の川市職員の退職管理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

54ページ、お聞き願います。

第2条において、離職後に営利企業等に就職した元職員は、離職前5年前に課長級以上の職員にあった者は、離職後2年間、その職務に関し現役職員への働きかけを禁止しております。

第3条においては、元職員は、離職後2年間、営利企業等に就職した場合は、任命権者に対して規則で定める再就職情報を届けなければならない旨、定めております。

施行日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、次のページの議案第28号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

昨年的人事院勧告に基づき、関係条例を改正するものでございます。

56ページ、お願いします。

第1条は、紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正です。職員は、平成27年12月の勤勉手当の支給率を100分の75から100分の85に改正し、再任用職員の平成27年12月の勤勉手当の支給率を100分の35から100分の40へ増額するものでございます。

57ページから68ページの別表第1、それから別表第2の改正は、平成27年4月1日にさかのぼって給料表を平均で0.4%増額改定するものでございます。

続きまして、68ページ、お願いします。

第2条も、同じく紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正です。

先ほど申しあげました第1条の改正で、職員の12月の勤勉手当の支給率を100分の85にしたものを、平成28年から6月、12月ともに100分の80と改め、同じく再任用職員の勤勉手当の支給率を平成28年から、6月、12月ともに100分の37.5と改めるもので、平成28年度以降は6月期、12月期の勤勉手当を合わせて0.1月分の増額とする改正でございます。

また、人事評価制度の本格実施に伴い、平成28年度から勤勉手当の基礎額から扶養手当を外す旨、規定をしております。

69ページの別表第3の改正は、地方公務員法の改正により、等級別基準職務表を制定する必要があるため、現行の級別職務分類表を等級別基準職務表と名称を改め、1級と2級の主事及び5級と6級の保育所長の違いを明確化しております。

次の70ページの第3条、71ページの第4条は、紀の川市長、副市長及び教育長の給

与等に関する条例の一部改正で、第3条では、市長等の平成27年12月の期末手当の支給率を100分の165から100分の170へ改定し、第4条において、期末手当の支給率を平成28年度からは6月の支給率を100分の147.5、12月の支給率を100分の167.5に改めております。

次の72ページの第5条、それから73ページの第6条は、紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第5条では、特定任期付職員の平成27年12月の期末手当を100分の155から100分の160に改め、別表1、別表2において、人事院勧告に基づき給料月額を増額し、また第6条において、平成28年度から期末手当の支給率を6月は100分の142.5に、12月を100分の157.5に改めております。

74ページの第7条、第8条は、紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

第7条の改正は、平成27年12月の期末手当の支給率を100分の212.5から100分の222.5に改定し、第8条では、平成28年度から期末手当の支給率を6月を100分の202.5、12月は100分の217.5に改めるものでございます。

75ページの第9条は、紀の川市職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法の改正により、条ずれが発生したことに伴う改正と人事院勧告に基づき、フレックスタイム制度を拡充し、子どもの養育や配偶者等の介護する職員が、週休日をふやすかわりに1週間の勤務時間38時間45分を確保するため、1日当たりの勤務時間をふやすことができる旨、規定をしております。

77ページの附則においては、各条例の施行日を定めるとともに、人事評価の結果を反映させるのは、平成28年12月の勤勉手当からとし、平成28年6月の勤勉手当基礎額は、現行どおり扶養手当を含むものとして定めております。

第5項及び第6項は、教育長の平成27年12月の期末手当、平成28年6月以降の期末手当について教育長条例が既に廃止になっているため、附則で定義をしております。

第7項は、その他の項目を規則へ委任する規定でございます。

以上、御審議お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案第29号 紀の川市水道事業運営審議会条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書の79ページでございます。

紀の川市水道事業運営審議会条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例を制定し、紀の川市水道事業を円滑に運営するためでございます。

80ページをごらんください。

第1条では、設置について。

第2条では、審議会の所掌事務について。

第3条では、組織内容について。

第4条では、任期。

第5条では、会長・副会長について。

第6条では、会議の開催。

第7条では、審議会の庶務担当課。

第8条では、委任事項について定めており、附則で、施行日を平成28年4月1日としてございます。

以上でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） おはようございます。

議案第30号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の全部改正について、御説明申し上げます。

議案書83ページをお願いします。

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、2事業として地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するため、市の条例を整備しているものでございます。

今回の改正は、第2条第15号に規定していましたが、その他必要事業の事業名を条文化するため、また第10号から第13号に事業名を明記したこと。また、請求事務の簡素化を図るため、従来は委託契約により事業を行っていましたが、障害者総合支援法に基づくサービス給付と同様の請求事務とするため、第3条で、指定事業所を、第5条で、地域生活支援給付を及び第8条で、利用者負担の上限月額を超える場合の高額地域生活支援給付費の規定を新たに整備し、全部の改正をお願いするものでございます。

なお、附則で、施行期日を平成28年4月1日とし、第2項で、経過措置として、改正前の事業の利用分について従前の例によると規定し、また第3項で、今回の改正により関係条例であります紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の別表第2の一部の改正をお願いしてございます。

以上、議案第30号の説明といたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、議案第31号、それから議案第32号について、説明をさせていただきます。

議案第31号は、紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

88ページをお願いします。

第1条に第4項を新設し、時給の報酬の支払いに関し、1時間未満の端数の取り扱いを明記し、別表においては、行政不服審査を、第3章に規定する審理手続を行う行政不服審理員の報酬を1万4,000円と定め、老人ホーム入所判定委員会委員につきましては、日額報酬を年額1万4,000円と改め、また紀の川市水道事業運営審議会条例の制定に伴う水道事業運営委員会委員の報酬を日額7,000円と定めております。

次のページの議案第32号でございます。紀の川市税条例の一部改正について。

91ページの新旧対照表をお願いいたします。

このページの第8条から96ページの第12条では、平成27年度の税制改正において、地方税の徴収等に係る猶予制度が見直され、分割納付の方法、申請に基づく換価猶予制度等を条例で定める旨、地方税法の一部改正が行われたことに伴い、所要の規定の整備を行っております。

続きまして、96ページ、お願いします。

第18条は、条文の整理。第18条の2は、改正行政不服審査法の施行に伴う字句の統一。

第51条第2項第1号及び第139条の3第2項第1号の改正は、平成28年度税制改正大綱において、地方税分野の一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示され、地方税法施行規則の一部改正により、市民税等の減免の際、申告書等への個人番号の記載を求めないとするものでございます。

附則において、施行期日と経過措置を規定をしております。

以上、御審議お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第33号、議案第34号の2議案について、御説明いたします。

まず、議案第33号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明いたします。

議案書100ページをお願いいたします。

今回の改正は、国民健康保険税の税率等を改正するもので、次の101ページの第3条から、次のページの第5条の2までの改正は、基礎課税額に係る所得割額、均等割額、平等割額、特定世帯に係る平等割額、特定継続世帯に係る平等割額に係るそれぞれの税率及び額の改正を。

第6条から103ページの第7条の3までの改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額、資産割額、均等割額、平等割額、特定世帯に係る平等割額、特定継続世帯に係る平等割額に係るそれぞれの税率及び額の改正を。

第8条から次のページの第9条の3までの改正は、介護納付金課税額に係る所得割額、資産割額、均等割額、平等割額に係るそれぞれの税率及び額の改正を。

第23条から107ページまでの改正は、国民健康保険税の減額につきましても、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に係る均等割額、平等割額について7割、5割、2割の軽減額をそれぞれ区分ごとに改め、108ページの第24条の3並びに25条の改正は、国民健康保険税の減免に係る申請書及び国民健康保険税に係る納税通知書の字句を改めるものでございます。

附則として、第1項は、施行期日を、第2項は、改正後の紀の川市国民健康保険税条例の適用区分を定めるものでございます。

次に、議案第34号 紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

111ページでございます。

今回の改正は、支給要件の拡充を行うため、第4条で、現行、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもに対して、入院のみ助成するものとしていたものを通院も助成する旨に改正するものでございます。

附則として、第1項、この条例は、平成28年8月1日から施行する。第2項は、改正後に受けた医療に係る医療費についての経過措置の規定でございます。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議案第35号 紀の川市長寿祝金支給条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書113ページをお願いいたします。

今回の改正は、第2条の資格要件のうち、満100歳の者の資格要件であります6カ月以上市内に住所を有する基準日について、現行、毎年4月1日現在と規定しているのを満100歳に達する日に改め、第2条の全部を改正するものでございます。

以上、議案第35号の説明といたします。御審議よろしく願いいたします。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第36号 紀の川市都市公園条例の一部改正について、御説明申し上げます。

この条例改正は、紀の川市民公園のプール等が都市施設として整備されることに伴い、社会体育施設条例から都市公園条例に移行するものでございます。

議案書115ページの新旧対照表をごらん願います。

紀の川市都市公園条例の一部を改正する条例の第13条は、使用料を定めており、第1項で、字句の整理と管理棟の使用料について追加を行うものでございます。また、第3項では、使用料等を入場料等に改めるものでございます。

次に、116ページを願います。

別表第1の優良施設において、紀の川市民公園の優良施設の名称で、紀の川市民体育館の次に、多目的広場、プール、テニスコート、ゲートボール場、管理棟を追加するもので

ございます。

また、別表第2の4、優良施設の使用料でございますが、117ページを願います。

（3）の紀の川市民公園で、ウ、多目的広場の使用料、エ、プールの使用料、オ、テニスコートの使用料かテニスコート備品器具附属設備等の使用料。

118ページでは、キ、ゲートボール場の使用料、ク、管理棟の使用料をそれぞれ追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年6月1日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） それでは、議案第37号及び議案第38号の2議案について、教育部から補足説明をさせていただきます。

まず、議案第37号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について。

議案書119ページをお開きください。

紀の川市社会体育施設条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由といたしまして、紀の川市民公園内のプールの完成に伴い、紀の川市打田総合スポーツ公園を都市公園施設に移行するため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、120ページから122ページに掲げる新旧対照表のとおりでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成28年6月1日から施行するものでございます。

続いて、議案第38号 紀の川市那賀B&G海洋センター条例の一部改正について。

議案書123ページをお開きください。

紀の川市那賀B&G海洋センター条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由といたしまして、利用時間による区分を廃止することによりまして、施設利用者の利便性の向上を図るため議会の議決を求めるものでございます。また、市民公園のプールの完成に伴い、使用料及び使用時間の統一も図っているところでございます。

詳細につきましては、124ページに掲げる新旧対照表のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年6月1日から施行するものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の125ページをごらんください。

議案第39号 紀の川市貴志川線存続基金条例の廃止について、御説明申し上げます。

126ページをごらんください。

この基金は、廃線の危機にあった貴志川線を存続し、住民の交通手段の確保と福祉の向上を図るため、平成17年9月9日に提携しました貴志川線存続に関する基本合意書に基づき、平成18年度から平成27年度までの10年間の運営補助金の上限額2億8,70

0万円を積み立て、毎年度基金を取り崩して運営補助金に充当してまいりましたが、初期の目的を達成しましたので、平成28年4月1日をもって基金を廃止するものでございます。

以上、御審議をお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） 議案第40号 紀の川市廃棄物処理施設条例の廃止について、御説明申し上げます。

128ページ、お願いします。

今回の改正は、紀の海クリーンセンターの供用開始に伴い、紀の川市内の各廃棄物処理施設を廃止するため、紀の川市廃棄物処理施設条例を廃止する条例を制定するものでございます。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議案第41号 紀の川市老人ゲートボール場施設条例の廃止について、御説明申し上げます。

議案書130ページをお願いいたします。

紀の川市貴志川町上野山146番地に設置してありました老人ゲートボール場については、設置目的を達成いたしましたので用途変更し、現在、学童保育の敷地として利用していますので、既存の条例を廃止するものでございます。

以上、議案第41号の説明といたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時41分）

（再開 午前10時54分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、補足説明を続けます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の131ページをごらんください。

議案第42号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

表題に「補正予算書」と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ416万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316億1,689万2,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費に係る規定。

第3条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページ、3ページをごらんください。

第1表、歳入では、地方交付税、財産収入、寄附金、繰入金、市債を増額し、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、諸収入を減額しております。

続きまして、4ページ、5ページの歳出につきましては、事業執行における過不足の調整と人事院勧告に伴う人件費の調整を中心に補正措置をしております。

6ページ、7ページをごらんください。

第2表 繰越明許費として、2款、総務費から9款、消防費までの11事業でございます。年度内の執行が見込めず翌年度に繰り越して執行する事業でございます。

8ページ、9ページをごらんください。

第3表 地方債補正として、電算システム更新事業を追加し、清掃施設整備事業を含め8事業の限度額を変更しております。

それでは、別冊の一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入の主な補正内容を御説明申し上げます。

10款、地方交付税につきましては、普通交付税の決定により1,833万2,000円の増額でございます。

4ページをごらんください。

14款、2項、5目、消防費国庫補助金1億1,990万3,000円の増額。防災行政無線デジタル化事業に係る国の補正予算の採択により、社会資本整備総合交付金を増額措置しております。

7ページをごらんください。

17款、1項、1目、一般寄附金、ふるさとまちづくり寄附金は、2,000万円の増額を見込んでおります。

8ページをごらんください。

18款、2項、1目、基金繰入金のうち、1節、財政調整基金繰入金は、財源調整のため1億8万8,000円増額しております。

次に、歳出は、人件費を除く主な事業について御説明申し上げます。

12ページをごらんください。

2款、1項、9目、交通政策費、貴志川線運営補助事業では、和歌山電鐵株式会社が収益増加策として実施する車両リニューアルに対して支援するため、1,000万円を増額しております。

13ページをごらんください。

2款、1項、13目、電算管理費、電算システム更新事業では、国の補正予算に計上された自治体情報セキュリティ強化対策事業に基づき、情報セキュリティ対策を強化するため、システム構築委託料を5,059万円増額するものでございます。

16目、まちづくり推進費、1,026万9,000円の増額。ふるさとまちづくり寄附金の歳入見込み額に対する必要経費を予算措置しております。

15ページをごらんください。

2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳事業のうち、個人番号カード交付事務負担金は、地方公共団体情報システム機構に対する交付事務負担金として1,103万9,000円を増額するものでございます。

21ページをごらんください。

3款、1項、4目、障害者総合支援費、障害者総合支援給付事業のうち、障害福祉サービス給付費は、施設入居者の増加に伴い、施設入所支援サービス費が大幅に増加したことやサービス種別の増加による給付費を見込んで1,900万3,000円を増額しております。

23ページをごらんください。

3款、1項、12目、国民健康保険費、国民健康保険事業繰出金4億5,346万4,000円の増額、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定による増額と国民健康保険事業勘定特別会計の収支不足に対する特別支援額を予算計上しております。

25ページをごらんください。

3款、2項、6目、児童福祉施設費、保育所保育環境充実事業520万円の増額。市立保育園におけるICT化推進のための保育システム導入や園児の見守りのため、カメラの設置に必要な経費を補助するものでございます。

26ページをごらんください。

4款、1項、3目、保険事業費、がん検診事業769万7,000円の増額。個別の胃がん検診の増加等により、がん検診委託料を増額するものでございます。

28ページをごらんください。

4款、2項、1目、清掃総務費、紀の海広域施設組合事業2,678万3,000円の増額。負担金確定により増額しております。

34ページをごらんください。

6款、2項、2目、林業振興費、有害鳥獣捕獲対策事業88万4,000円の増額。イノシシの捕獲頭数の増加により、有害鳥獣捕獲事業等補助金を増額するものでございます。

41ページをごらんください。

9款、1項、4目、消防施設費、防災行政無線デジタル化事業2億3,322万円の増額。国の補正予算の採択により、有利な社会資本整備総合交付金を活用するため、事業年度を前倒しして予算措置するものでございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） それでは、議案第43号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書の10ページをお開きください。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,522万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分の及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書の3ページをお開き願います。

歳入につきましては、1款、県支出金、1項、県補助金、1目、土木費、県補助金において、償還推進助成事業費補助金の確定による37万円の増額計上でございます。

次に、4ページをごらんください。

歳出につきましては、1款、土木費、1項、住宅費、1目、住宅新築資金等貸付事業費において、歳入増額分から人事院勧告に伴う人件費に係る増額分を控除した残額を一般会計繰入金に増額の計上を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第44号、議案第45号の2議案について、御説明いたします。

まず、議案第44号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について。

別冊の補正予算書13ページをお願いいたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,917万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億6,502万3,000円とするものでございます。

続きまして、別冊の補正予算説明書をごらんいただきたいと思っております。主なものについて、御説明いたします。

3ページの歳入をお願いいたします。

3款、国庫支出金、6款、県支出金は、高額医療費共同事業負担金の額の決定見込みにより、それぞれ53万9,000円の増額を。

5款、前期高齢者交付金は、交付額の確定により2億6,930万8,000円の減額を。

7款、共同事業交付金は、それぞれの交付金の決定見込みにより、高額医療費共同事業交付金につきましては、1億3,899万1,000円の増額。保険財政共同安定化事業交付金につきましては、515万2,000円の減額を。

9款、繰入金は、それぞれの繰入金の見込み額を、特にその他一般会計繰入金につきましては、歳入不足に対する財政支援特別繰入金として4億3,000万円を措置をし、所要の補正をお願いするものでございます。

5ページからの歳出について、御説明いたします。

2款、保険給付費は、一般被保険者分、退職被保険者分で、決算見込みにより予算額に不足が生じるため、それぞれの療養給付費、一般3億8,791万3,000円、退職6,004万3,000円の増額。

6ページの7款、共同事業拠出金は、それぞれの拠出金の額の確定見込みにより、高額医療費拠出金215万6,000円の増額、保険財政安定化共同事業拠出金1億2,113万8,000円を減額する措置をし、所要の補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第45号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

別冊の補正予算書16ページをお願いいたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,909万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,824万8,000円とするものでございます。

別冊の補正予算説明書をごらんいただきたいと思います。

3ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、3款、繰入金で、保険基盤安定繰入金の確定により128万7,000円の減額。

5款、諸収入の雑入は、平成26年度後期高齢者医療広域連合納付金の確定による返還金4,037万9,000円の増額をしてございます。

4ページ、歳出では、2款、後期高齢者医療広域連合納付金で128万7,000円の減額。

5款、諸支出で、一般会計繰出金4,037万9,000円を増額し、所要の補正をお願いするものでございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議案第46号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書19ページをお願いいたします。

平成27年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億508万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ63億6,740万3,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容についてでございますが、別冊の平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）に関する説明書3ページをお願いいたします。

歳入の3款、調整交付金を除く国庫支出金、4款、支払基金交付金、5款、県支出金は、本年度の交付金の確定によるもの、また調整交付金については、予定額により予算精査をお願いしてございます。

また、5ページ、10款、市債、1目、財政安定化基金貸付金の補正につきましては、歳出で、介護報酬の改正及び計画推移との差異に伴う決算見込みから、給付費の大幅な減額補正をお願いしていますが、調整交付金の減額等の理論計算から、財源の不足が発生する見込みでございますので、無利子の借入れをお願いするものでございます。なお、この借入れにつきましては、現時点での精査による理論計算上の補正でございますので、決算時での収支の状況において借入額の確定となりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議案第46号の説明といたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第47号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書の22ページをごらん願います。

第1条、第1項として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,830万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,623万円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

第2条として、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるところでございます。

第3条の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるところでございます。

補正内容は、別冊の予算説明書の3ページ以降にございますように、まず歳入でございますが、1款の分担金及び負担金、2款の使用料及び手数料につきましては、決算見込みによる減額でございます。

4ページの3款、国庫支出金につきましても、交付決定額のとおり減額を。

8款の諸収入につきましては、消費税及び地方消費税還付金の確定による増額でございます。

9款、市債につきましては、事業費の確定に伴う借入額の減額でございます。

次に、5ページの歳出でございますが、1款、1項、1目、一般管理費の排水整備工事補助金では、対象件数見込みの修正により減額し、2目、施設管理費につきましては、汚水量見込みの修正に伴う流域下水道維持管理負担金減額でございます。

また、6ページの2款、1項、1目、公共下水道事業費につきましては、水道管の移設補償費の確定による減額でございます。

また、2目、流域下水道事業費では、紀の川中流流域下水道那賀処理区事業建設負担金において、事業費の確定による減額でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） それでは、議案第48号から議案第50号の3議案

について、説明申し上げます。

議案書では、137ページから139ページでございます。

まず、議案第48号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の27ページからをござんください。

第1条で、歳入歳出予算総額からそれぞれ1,325万9,000円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,140万5,000円とするものでございます。

款項の区分ごとの内容は、28、29ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

28ページの歳入の補正については、決算見込みによるもので、7款、諸収入の減額については受託事業収入の確定。

8款、市債の減額については、水道未普及地域解消事業に係る企業債の発行額確定による減額調整。

29ページの歳出においては、1款、衛生費において補正を計上してございます。補正の目的は、主に人事院勧告に基づく人件費の調整と事業費については、決算見込みによる予算調整でございます。

補正の詳細につきましては、別冊の紀の川市水道事業特別会計補正予算（第3号）に関する説明書に記載してございますので、後ほどござんおき賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第49号 平成27年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

今回の補正については、全て決算見込みによるものでございます。

補正予算書の31ページをお開きください。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上しております。

収入につきましては、1款、水道事業収益で3,698万8,000円の減額。内訳としまして、営業収益で3,798万8,000円、営業外収益では100万円の増額。

支出では、1款、水道事業費用で7,373万5,000円を減額。内訳は、営業費用で5,477万4,000円、営業外費用で1,896万1,000円の減額。

第3条では、資本的支出におきまして10万6,000円を増額するとともに、資本的収入が資本的支出に対し不足する額について、補填方法を調整してございます。

補正の詳細としましては、別冊の紀の川市水道市事業会計補正予算（第1号）に関する説明書の4ページをござんいただきたいと思っております。

収益的収入につきましては、1款、1項、2目、受託工事収益の減については、公共下水道事業等で支障となる水道管布設がえに要する補償費の決算見込みによる減額。

また、2項、7目の補助金では100万円の増額。内容は、現在実施してございます水

道事業基本計画変更策定業務の一部につきまして、官民連携等基盤強化推進事業交付金の対象となることが認められましたので、交付決定額の100万円を新規に予算化してございます。

5ページ、6ページの収益的支出では、1款、1項、1目、原水及び浄水費、2目の配水及び給水費、4目、総係費では、人事院勧告と人事異動による人件費の調整。

3目、受託工事費については、各受託工事費用について決算見込みにより調整してございます。

1款、2項、営業外費用では、企業債償還利息の確定並びに消費税及び地方消費税の減額については、平成26年度からの繰り越し事業の影響等により、納付税額が減少見込みとなったための減額となっております。

7ページの資本的支出では、人事院勧告による人件費の調整でございます。

水道事業会計補正予算（第1号）については、以上でございます。

続きまして、議案第50号 平成27年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

補正予算書の32ページをお願いします。

本会計についても、全て決算見込みによる補正でございます。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上しており、収入では、第1款で、工業用水道事業収益を440万円減額。

支出では、第1款、工業用水道事業費用を241万4,000円減額しております。

補正の詳細については、別冊の紀の川市工業用水道事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページ、4ページをごらんください。

1款、工業用水道事業収益の減額につきましては、当初給水協議を行ってございました新規加入予定の2事業者のうち、1社が加入おくれ、もう1社は工場建設凍結による加入中止による使用料の減額でございます。

4ページの収益的支出では、人事異動と人事院勧告による人件費の調整でございます。

工業用水道事業会計の補正については、以上でございます。

以上、3議案について補足説明を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の140ページをごらんください。

議案第51号 平成28年度紀の川市一般会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度紀の川市一般会計予算について議会の議決を求めるものでございます。

別冊の平成28年度予算書の1ページのほうをごらんください。

平成28年度紀の川市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ307億5,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出、予算」による。

第2条は、債務負担行為に係る規定。

第3条は、地方債に係る規定。

第4条で、一時借入金の最高額を93億円と定め。

第5条で、歳出予算の流用について規定しております。

2ページをごらんください。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

2ページから6ページにかけ、歳入歳出予算として、それぞれの款項にわたりまして307億5,000万円の合計額を見込んでおります。

次の7ページは、「第2表 債務負担行為」でございます。債務負担行為の時効、期間、限度額を順次申し上げます。

紀の川市土地開発公社が借り入れする事業資金の債務保証、平成28年度7億1,000円に借り入れ期間中の利子を付した額、地域福祉計画策定委託、平成29年度280万円、青洲の里管理運営委託、平成29年度から平成30年度4,000万円、ハイランドパーク粉河管理運営委託、平成29年度から平成30年度1,000万円、細野溪流キャンプ場管理運営委託、平成29年度から平成30年度280万円、統合給食センター学校給食委託、平成28年度から平成31年度1億2,680万円。

8ページをごらんください。

「第3表 地方債」でございます。起債の目的と限度額を順次申し上げます。

総務管理施設整備事業3億770万円、児童福祉施設整備事業4,660万円、保健衛生施設整備事業3,800万円、清掃施設整備事業2億7,010万円、農業施設整備事業1億9,110万円、道路橋梁整備事業3億7,120万円、都市計画施設整備事業2,770万円、消防施設整備事業8,220万円、小学校施設整備事業2億2,570万円、中学校施設整備事業450万円、社会教育施設整備事業1億7,860万円、保健体育施設整備事業8,960万円、臨時財政対策債9億5,000万円、合計額は、27億8,300万円でございます。

それでは、歳入歳出につきまして、平成28年度予算額と増減理由を中心に御説明申し上げます。

別冊で配付させていただいております「平成28年度当初予算の概要・財政資料編」の1ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、市税の総額は63億8,011万7,000円、対前年度比0.4%の減となっております。

下段の表、市税の内訳をごらんください。

市税のうち、市民税は27億5,600万円、対前年度比0.6%の減、地方法人税創設に伴い、法人税割が減少しております。固定資産税は27億2,769万7,000円、

土地価格の下落が続いていますが、家屋と償却資産の増加により、対前年度比0.3%の増としております。軽自動車税2億740万円、二輪車等の税率改正により対前年度比6.1%の増。たばこ税は3億5,702万円、喫煙者の減少により対前年度比8.0%の減。都市計画税は3億3,200万円、対前年度比0.1%の減でございます。

上の表にお戻りください。

地方譲与税2億3,000万1,000円、地方財政計画を参考に、昨年度と同額を計上しております。

利子割交付金2,300万円、配当割交付金3,200万円、株式等譲渡所得割交付金1,000万円は、平成27年度の交付実績から推計して予算計上をしております。

次に、地方消費税交付金8億2,400万円、対前年度比41.3%の増、地方消費税改定の影響により2億4,100万円の増額を見込んでおります。

ゴルフ場利用税交付金は3,300万円。

自動車取得税交付金4,000万円。

地方特例交付金3,400万円につきましても、平成27年度の交付実績から推計して予算計上をしております。

地方交付税は110億5,000万円、対前年度比0.9%の増、1億円の増額。地方財政計画を参考に、合併算定がえ及び公債費算入後を加味し算出しております。

交通安全対策特別交付金700万円は、平成27年度実績等から推計しております。

分担金及び負担金3億8,923万6,000円、対前年度比3.0%の減。主に、保育所保育料の現年分の減額によるものでございます。

次に、使用料及び手数料2億2,376万8,000円、対前年度比8.7%の減。一般廃棄物処理手数料等の減額によるものでございます。

国庫支出金33億543万2,000円、対前年度比2.4%の減。社会資本整備総合交付金等の減額により8,023万円の減額でございます。

県支出金21億8,468万9,000円、地籍調査事業負担金の増額等により、対前年度比5.0%の増を見込んでおります。

財産収入4,228万5,000円、対前年度比1.2%の増。

寄附金1億2,000万2,000円、ふるさとまちづくり寄附金の大幅な増額を見込んで1億1,992万円を増額計上しております。

繰入金21億3,454万7,000円、対前年度比38.8%の増。起債の繰上償還に伴い、減債基金からの繰入金が増加したことにより5億9,616万3,000円の増額計でございます。

繰越金5,000万円、前年度繰越金を計上しております。諸収入8億5,392万3,000円、対前年度比33.8%の減、4億3,580万3,000円の減額。土地開発公社経営支援資金貸付金元利収入等の減額によるものでございます。

市債27億8,300万円、対前年度比22.4%の減、8億350万円の減額。合併

特例債対象事業の減によるものでございます。

以上、歳入合計は307億5,000万円でございます。

次に、歳出について、御説明申し上げます。

2ページ上段の歳出目的別をごらんください。

議会費2億2,593万6,000円、対前年度比13.7%の減。議員年金負担金等の減額によるものでございます。

総務費39億9,839万8,000円、対前年度比4.1%の減、1億7,195万2,000円の減額。土地開発公社経営支援資金貸付金及び国体実行委員会補助金等の減額によるものでございます。

民生費104億251万1,000円、対前年度比10.9%の増、10億2,127万円の増額。国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金及び私立保育園施設整備補助金等の増額によるものでございます。

衛生費29億5,674万4,000円、対前年度比14.0%の減、4億8,216万9,000円の減額。主に、紀の海広域施設組合負担金の減額によるものでございます。

労働費12万7,000円、雇用対策事業費を計上しております。

農林業費9億3,607万3,000円、対前年度比7.6%の増、6,577万6,000円の増額、県営広域営農団地農道整備事業費の増額等によるものでございます。

商工費2億548万3,000円、対前年度比16.9%の増、2,974万9,000円の増額。主に、地域おこし協力隊活動事業費の増加によるものでございます。

土木費28億862万5,000円、対前年度比31.1%の減、12億6,642万円の減額。紀の海広域施設組合周辺対策事業費の減額等によるものでございます。

消防費11億5,112万3,000円、対前年度比4.4%の増、4,842万1,000円の増額。消防施設整備事業費等の増額によるものでございます。

教育費22億4,722万8,000円、対前年度比13.7%の減、3億5,782万3,000円の減額でございます。主に、竜門小学校校舎等改築事業完了に伴う工事費の減額によるものでございます。

災害復旧費には、1万3,000円を計上しております。

公債費57億6,773万9,000円、対前年度比19.7%の増、9億4,910万円の増額。主に、起債の繰上償還に係る元金の増によるものでございます。

予備費は、5,000万円でございます。

以上、歳出合計が307億5,000万円を計上しております。

また、別冊でお渡ししております「平成28年度当初予算の概要・主要事業編」のほうをごらんいただきたいと思います。

3ページから17ページにかけまして、142の主要事業を本市の長期総合計画に掲げる五つの政策目標ごとに担当課、事業名、事業概要、予算額を掲載しております。説明は省略させていただきますので、ごらんおきください。

以上、平成28年度一般会計当初予算の概要でございます。御審議お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第52号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書10ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,200万円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条として、一時借入金の借り入れの最高額は700万円と定めるものでございます。

内容につきましては、予算説明書の216ページをお開きください。

歳入では、5款、諸収入、2項、貸付金元利収入において、現年分、滞納繰越分、合計で2,123万7,000円を計上し、債権数、償還額の減少により、対前年度比で294万8,000円の減額となっております。

次に、217ページの歳出では、1款、土木費、1項、住宅費、1目、住宅新築資金等貸付事業費において1,515万8,000円の計上であり、対前年度比で174万4,000円の減額でございます。

次に、218ページの2款、公債費、1項、公債費において、長期債元金・利子合計で670万2,000円の計上であり、対前年度比で76万6,000円の減額となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、議案書142ページ、議案第53号 平成28年度紀の川市土地取得事業特別会計予算についてです。

地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊の平成28年度予算書13ページをお願いいたします。

第1条、第1項で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70万円と定めております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるということでございます。

14ページ、15ページお願いいたします。

歳入では、財産収入として、基金利子70万円見込みまして、歳出では、同額を土地開発基金に積み立てるものでございます。

土地取得事業特別会計については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） 議案第54号から議案56号までの3議案について、御説明いたします。

まず、議案第54号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、説明いたします。

別冊の平成28年度予算書の16ページをお願いいたします。

平成28年度紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ99億400万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条は、一時借入金最高額を30億円と定め、第3条で、歳出予算の流用についての規定をしております。

別冊の予算説明書をお願いいたします。

234ページの歳入でございます。

1款、1項、国民健康保険保険税、1目、一般被保険者保険税であります。税率の改定を見込んだ中で、平成27年度における直近の調定額を基礎に、推定加入見込み人数1万8,510人に対して、現年度課税分16億470万円、滞納繰越分で27年度決算見込み額をもとに6,790万円を、合計16億7,260万円を計上してございます。

2目、退職被保険者等保険税につきましても、一般被保険者と同様の算定方式により、推定加入見込み人数970人に対して、現年度課税分1億2,250万円、滞納繰越分350万円、合計1億2,600万円を計上してございます。

235ページから237ページにかけての3款、国庫支出金、4款、療養給付費等交付金、5款、前期高齢者交付金、6款、県支出金、7款、共同事業交付金につきましては、それぞれの関連する歳出予算に対し一定の歳出基準等に基づき、国、県等からの負担金、補助金及び交付金を計上してございます。

また、237ページ、238ページの9款、繰入金ですが、1項、一般会計繰入金につきましては、法定の繰り入れ分のほかに歳入不足に対する財源措置として、財政支援特別繰入金2億円を計上してございます。

歳入合計99億400万円として予算編成をしております。

次に、240ページ、歳出予算について御説明いたします。

1款、総務費につきましては、国保事務に要する経費、国保連合会への負担金や国保税の徴収事務に要する経費等を。

241ページから244ページにかけての2款、保険給付費につきましては、退職被保険者分で減額がございしますが、全体では増額計上とさせていただいており、要因といたしましては、返還の医療給付費に要する額について、過去3年分の実績を勘案し、平成28年度の1人当たり保険給付の見込み額を算出した結果、27年度と比較して伸びたことが要因と思われま。

次に、3款、後期高齢者支援金等。

4款、前期高齢者納付金等。

次のページ、6款、介護納付金。

7款、共同事業拠出金につきましては、国等が示された算定式に基づき、算出した額を。

5款、老人保健拠出金につきましては、医療費は項目設定、事務費は実績に基づく確保。

次の246ページの8款、保険事業費につきましては、特定健康診査、レセプト点検や脳ドックに要する経費を計上してございます。

歳出合計99億400万円で予算編成となっております。

続きまして、議案第55号 平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について。

別冊の予算書の21ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,150万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を2,500万円と定めるものでございます。

別冊の予算説明書253ページ、254ページの歳入から御説明いたします。

1款、診療収入につきましては、27年度決算見込み額をもとに4,781万4,000円。

3款、繰入金につきましては、経営補助として一般会計から2,123万6,000円、国保会計から1,228万3,000円を計上してございます。

歳入合計8,150万円として予算編成をしてございます。

続きまして、255ページから258ページの歳出でございますが、1款、施設費につきましては、主なものとして、医師の報酬、職員給与及び事務費等並びに薬剤材料費等を計上してございます。

2款、公債費につきましては、長期債、元金と利子を計上してございます。

歳出合計8,150万円として予算編成してございます。

続きまして、議案第56号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について。

別冊の予算書24ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億6,190万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を4億4,000万円と定めるものでございます。

別冊の予算説明書270ページ、歳入をお願いいたします。

1款、保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合で決定された保険料率に基づいて、賦課決定される保険料4億8,225万4,000円を。

3款、繰入金につきましては、事務費に係る繰入金、保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金、医療給付に係る療養給付費繰入金9億7,586万円を計上し、歳入合計14億6,190万円として予算編成してございます。

次に、272ページから274ページの歳出でございます。

1款、総務費につきましては、保険給付等に要する経費と保険料の徴収に要する経費780万4,000円を。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者の方から徴収する保険料、保険基盤安定制度負担金、療養給付費負担金、事務費負担金14億4,970万5,000円を。

3款、保健事業費につきましては、脳ドック検診30名分の受診委託料163万2,000円を計上し、歳出合計14億6,190万円として予算編成をしてございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議案第57号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、御説明申し上げます。

別冊予算書27ページをお願いいたします。

平成28年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,600万円と定めてございます。これ前年度と比べ1億6,700万円、率にして約2.6%の増加となっております。

第2条では、32ページに示しています要介護認定業務委託と第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委託の債務負担行為を。

第3条では、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の限度額。

第4条では、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定による歳出予算の運用について定めているところでございます。

予算の主な内容でございますが、別冊の平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算に関する説明書282ページをお願いいたします。

歳出の1款、総務費では、一般事務費のほか第1号被保険者数、診査件数等を推計し、予算編成を行っているところでございます。

また、284ページ、1款、4項、1目、計画策定委託費につきましては、第7期の介護保険計画の策定に向け、2カ年事業として、先ほど説明いたしました債務負担行為額20万円と合わせ、予算額をお願いしているところでございます。

続いて、285ページ、2款、保険給付費でございしますが、第6期介護保険計画との乖

離はありますが、平成27年度の決算見込みをベースとし、各種サービス受給者数及びサービス料を推計し、予算計上。その結果、前年度より1億5,250万円の増加となっております。

なお、平成28年度より利用定員18人以下の小規模の通所介護事業所が、市町村事業である地域密着型サービスに移行されることに伴い、所要の予算措置を行っております。

また、5款、公債費であります。293ページをお願いいたします。

5款、2項、1目、財政安定化基金償還金3,000万円につきましては、第5期介護保険事業時に借り入れた9,000万円の分割償還で予算を計上しております。

一方、歳入につきましては、制度内の財源充当による予算措置を行っておりますが、給付費の伸びにより、ページが前後しますが、277ページ、3款、2項、1目、調整交付金以外については増加しております。この調整交付金の減額の要因は、国から示される調整率とあわせ、前期高齢者、後期高齢者の人口構成によるものでございます。

また、介護保険料については、各所属団体の人数を推計し、あわせて低所得者の保険料の削減制度を加味し予算計上した結果、被保険者の増加により前年度より1億1,366万6,000円の増加となっております。

以上、議案第57号の説明といたします。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第58号から議案第60号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第58号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について。

予算書の33ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億3,240万円と定めるもので、対前年度比4.5%の減でございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、第2表のとおり、地方債について定めております。

第3条で、一時借入金の借り入れ最高額を3億7,000万円と定めるものでございます。

内容につきましては、予算説明書306ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容ですが、1款、分担金及び負担金では、下水道に接続があった場合の受益者分担金並びに受益者負担金を計上しております。受益者分担金並びに負担金の合計の対前年度比は、34.3%の減額となっております。

2款、使用料及び手数料では、下水道使用料並びに責任技術者及び指定工事店、それぞれの登録更新手数料を計上しており、下水道使用料では当初における一般家庭、事業所及び公共施設の加入見込みを考慮し年間使用料金を算定しております。対前年度比0.8%の減額でございます。

307ページの3款、国庫支出金では1億4,385万円の計上で、対前年度比15.4%の減となっております。

308ページの9款、市債では2億7,320万円で、対前年度比8.0%の減でございます。

次に、309ページの歳出の主な内容でございますが、1款、総務費において、ほぼ前年度並みで、対前年度比0.4%の減額となっております。

1目、一般管理費については、人件費で職員1名分の減となり、310ページの2目、施設管理費については、人件費で職員1名の減と施設管理事業で311ページの19節、流域下水道維持管理負担金が、対前年度比9.3%の増となったため、差し引きで増額となっております。

2款、事業費では5億4,295万2,000円で、対前年度比10.5%の減となっております。

1目、公共下水道事業の内容といたしましては、約6.5ヘクタールの面整備と新たに11ヘクタールの区域について供用開始を予定しております。

また、312ページの2目、流域下水道事業費では、紀の川市中流流域下水道事業建設負担金並びに処理場周辺地域整備事業における紀の川市の負担金を計上しております。

紀の川市公共下水道事業特別会計予算については、以上でございます。

次に、議案第59号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の37ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,770万円と定めるもので、対前年度比で2.5%の増となっております。

第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条で、一時借入金の借り入れ最高額を1,800万円と定めております。

内容につきましては、予算説明書325ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容でございますが、2款、使用料及び手数料の下水道の使用料でございますが、対前年度比で2.8%の減となっております。

次に、327ページの歳出ですが、1款、1項、総務管理費において、マンホールの改修工事費の計上により増額となっております。他の支出内容は、ほぼ前年度並みでございます。

紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましては、以上でございます。

次に、議案第60号 平成28年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の40ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,040万円と定めており、対前

年度比は0.2%減となっております。

第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条で、一時借入金の借り入れ最高額を1,300万円と定めてございます。内容につきましては、予算説明書332ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、2款、使用料及び手数料の1項、使用料は747万9,000円で、対前年度比1.0%の減となっております。理由といたしましては、接続世帯数の減少によるものでございます。

次に、334ページの歳出では、1款、1項、総務管理費における対前年度比が17.8%の減となっております。施設管理事業のうち、施設器具修繕料において中継ポンプの耐用年数の経過により、交換時期に差しかかっておりますが、翌年度以降で長寿命化計画による対応を予定しているため、本年度は突発性の修繕料のみを計上することにより、対前年度比78.2%の減となっております。

335ページの2款、1項、公債費では、善田地区の元利償還がかさみ、対前年度比4.9%の増となっております。

紀の川市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、以上でございます。

以上、3議案について、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、補足説明を続けます。

水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） それでは、議案第61号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

議案書では、150ページでございます。

別冊の予算書の43ページからでございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ9億400万円と定めております。対前年度比は5,600万円、率にして5.8%の減でございます。

第2条では、地方債について。

第3条では、一時借入金の最高額を定めております。

44ページ、第1表 歳入歳出予算をごらんください。

歳入の主なものとしまして、2款、使用料及び手数料、1項、使用料4,035万2,000円につきましては、過去5カ年のそれぞれの4簡水ごとの平均収納率を参考に予測してございます。

3款、国庫支出金につきましては、水道未普及地解消事業に係るものでございます。

また、8款、市債については、同じく水道未普及地域解消事業並びに簡易水道施設管理運営事業に係る財源でございます。

45ページ、歳出につきましては、1款、衛生費においては8億1,366万5,000円で、対前年度比9,078万4,000円の減、率にして10%の減となっております。減額の主な原因は、水道未普及地解消事業に係る経費の減額によるものでございます。

46ページ、第2表に、本年度予定しております起債の目的、限度額について記載してございます。

公営企業会計適用債につきましては、平成29年4月1日付で簡易水道事業会計と水道事業会計を統合する計画となっておりますが、簡易水道事業会計を公営企業会計に移行するために要する費用については起債対象となりますので、今回借り入れを予定してございます。簡易水道事業につきましては、水道未普及地域解消事業と、ほか1件の工事のため借り入れを予定しているものでございます。

簡易水道事業会計については、以上でございます。

また、予算の詳細につきましては、別冊の予算説明書337ページからとなっております。後ほどごらんおき賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） それでは、議案書151ページの議案第62号平成28年度紀の川市池田財産区特別会計についてから、議案書161ページの議案第72号平成28年度紀の川市平池財産区特別会計についてまでの11議案につきまして、一括説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

別冊の平成28年度予算書の47ページから記載しております池田財産区をはじめとする各財産区の特別会計予算につきましては、それぞれ第1条で、歳入歳出予算の総額並びに歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めてございまして、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

平成28年度予算の計上にあたりましては、前年度実績と十分精査を行った上で各財産区の管理運営に要する経費を中心に予算措置をさせていただいております。11財産区の予算総額は1,816万円で、前年度より240万円の増加となっております。

また、池田財産区におきましては、前年度に引き続きまして、作業道補修工事の実施を予定してございます。田中財産区では、管理地の崩土除去経費を新たに予算措置をいたしましたほか、最上、神田、市場、元財産区では、地元自治区から住民福祉向上のための施設整備に係る補助金要望があった3件につきまして、地域活動事業補助金として予算を計上させていただきます。

以上、11議案につきまして、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） それでは、議案第73号及び議案第74号の2議案について、説明申し上げます。

議案書では、162、163ページです。

先に、議案第73号 平成28年度紀の川市水道事業会計予算について、説明申し上げます。

予算書の80ページをお開き願います。

第2条で、業務の予定量を平成28年度末給水戸数を2万2,722軒、対前年度比77軒の減、年間総給水量を620万立方メートルと予測してございます。

第3条は、収益的収入及び支出に係る予算を定めてございます。水道事業収益は12億9,379万9,000円、対前年度比は4.8%の減。減額の主な要因としまして、給水収益、受託工事収益並びに加入金の減少でございます。また、収益的支出では12億9,084万3,000円で、対前年度比3.1%の減となっております。減額の主な原因は、受託工事費の減額が主な要因となっております。

第4条、資本的収入及び支出では、資本的収入2億7,695万6,000円で、対前年度比13.5%の減となります。減額の主な原因は、企業債の借入額の減でございます。資本的支出では8億2,347万4,000円で、対前年度比8.2%の増となっております。資本的支出の増額の主な原因としましては、建設改良費における工事請負費の増額でございます。また、資本的収入が資本的支出に対し不足する額5億4,651万8,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填をするものとしてございます。

81ページをお願いします。

第5条では、企業債について定めております。目的は、水道施設整備事業で2件の更新工事のため、借入入れを予定してございます。

第6条では、一時借入金の限度額について。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について。

第8条では、議会の議決を得なければ流用ができない経費について。

第9条では、棚卸資産購入限度額について定めております。

水道事業会計については、以上でございます。

予算の詳細説明については、別冊の予算説明書415ページからとなっておりますので、後ほどごらんおき賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第74号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、補足説明申し上げます。

予算書の82ページをお願いします。

第2条で、業務の予定量を定めております。加入事業所数を現在の8事業者、年間給水量は42万2,000立方メートルを見込んでございます。

3条では、収益的収入及び支出を定めており、収益的収入は4,411万1,000円、

対前年度比で9.9%の減となっております。減額の主な原因としましては、給水収益の減額が主な原因でございます。収益的支出は4,078万5,000円で、対前年度比は5.3%の減で、ほぼ前年並みでございます。

4条では、資本的収入及び支出を定めており、資本的収入は工事負担金の項目設定のみ、また資本的支出では、拡張工事のために借入れを行った企業債償還金の据置期間が終わり、28年度より償還開始となりますので、対前年度比27.1%の増となっております。資本的収入が資本的支出に不足する額2,271万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものと予定してございます。

83ページ、第5条では、一時借入金の限度額を。

第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について。

第7条では、議会の議決を得なければ流用することができない経費について定めております。

第8条では、棚卸資産の購入限度額を定めてございます。

工業用水道事業会計については、以上でございます。

また、予算の詳細につきましては、別冊の予算に関する説明書449ページからとなっております。後ほどごらんおきいただきますようお願い申し上げます。

以上、2議案について、補足説明を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第75号から議案第77号までの3議案について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第75号 権利の放棄について。

議案書の164ページをお開き願います。

記といたしまして、1、放棄する権利、住宅新築資金貸付金に係る債権。2、債務者、住所及び氏名は、議案書記載のとおりでございます。3、放棄する債権の額、住宅新築資金国費貸付金235万6,401円。内訳として、元金213万262円、利息22万6,139円、4、権利放棄の理由、債務者は高齢と病弱で資力もなく、保証人も死亡している。よって、償還不能と認められるため、権利を放棄するものでございます。

次に、議案第76号 権利の放棄について。

議案書の165ページをごらん願います。

記といたしまして、1、放棄する権利、住宅改修資金貸付金に係る債権。2、債務者、住所及び氏名は、議案書記載のとおりでございます。3、放棄する債権の額、住宅改修資金国費貸付金78万5,100円。内訳として、元金70万9,774円、利息7万5,326円。4、権利放棄の理由、債務者は死亡し、家族もなく、保証人も死亡している。よって、償還不能と認められるため、権利を放棄するものでございます。

次に、議案第77号 権利の放棄について。

議案書の166ページをお開き願います。

記といたしまして、1、放棄する権利、住宅新築資金貸付金に係る債権。2、債務者、住所及び氏名は、議案書記載のとおりです。3、放棄する債権の額、住宅新築資金県費貸付金74万827円。内訳として、元金70万32円、利息4万795円。4、権利放棄の理由、債務者は事業不振により破産し、資産もなく生活保護受給中であり、連帯保証人も死亡している。よって、償還不能と認められるため、権利を放棄するものでございます。

以上、3議案について、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） それでは、議案第78号から議案第83号までの指定管理者の指定についての6議案につきまして、御説明をいたします。

議案書の167ページをお開きください。

本6議案につきましては、提案理由が同じでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定審理者を指定することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第78号につきましては、1、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、紀の川市青洲の里、所在地は、紀の川市西野山473番地です。2、指定管理者となる団体の名称は、一般財団法人青洲の里、住所は、紀の川市西野山473番地、代表者名は、理事長 城口 豊です。3、指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であります。

次に、168ページをお願いいたします。

議案第79号につきましては、1、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、ハイランドパーク粉河、所在地は、紀の川市中津川802番地です。2、指定管理者となる団体の名称は、鎌垣財産区、住所は、紀の川市西大井338番地、代表者名は、管理者、紀の川市長 中村慎司です。3、指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、169ページをお願いいたします。

議案第80号につきましては、1、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、紀の川市農村交流施設（通称、那賀ふれあい市場）、所在地は、紀の川市切畑1273番地9です。指定管理者となる団体の名称は、紀の里農業協同組合、住所は、紀の川市上野12番地5、代表名は、代表理事組合長 山田泰行です。3、指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、170ページをお願いいたします。

議案第81号につきましては、1、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、紀の川市桃山産業振興館（通称、桃山特産センター）、所在地は、紀の川市桃山町市場404番地4です。2、指定管理者となる団体の名称は、紀の里農業協同組合、住所は、紀の川市上野12番地5、代表者名は、代表理事組合長 山田泰行です。3、指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、171ページをお願いいたします。

議案第82号につきましては、1、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、細野溪流キャンプ場、所在地は、紀の川市桃山町垣内258番地1です。2、指定管理者となる団体の名称は、細野溪流キャンプ場管理組合、住所は、紀の川市桃山町垣内258番地1、代表者名は、組合長 今西忠己です。3、指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

172ページをお願いいたします。

議案第83号につきましては、1、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、紀の川市ふるさと産品展示場（通称、貴志川観光物産センター）、所在地は、紀の川市貴志川町前田135番地1です。2、指定管理者となる団体の名称は、紀の里農業協同組合、住所は、紀の川市上野12番地5、代表者名は、代表理事組合長 山田泰行です。3、指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

以上、6議案につきまして、御審議賜りますようよろしくおしいたします。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第84号から議案第86号までの紀の川市道路線の認定について、御説明申し上げます。

いずれも道路法第8条第2項の規定により、紀の川市道路線を認定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案書173ページをごらん願います。

まず、議案第84号の整理番号1から7の7路線につきましては、公共事業により整備した農道を紀の川市道路線として認定するものでございます。

次に、議案第174ページをごらん願います。

議案第85号の整理番号8から10の3路線につきましては、公共事業により整備する道路を紀の川市道路線として認定するものでございます。

次に、議案書175ページをごらん願います。

議案第86号の整理番号11の1路線につきましては、公共事業により整備した林道を紀の川市道路線として認定するものでございます。

なお、議案第84号から議案第86号につきましては、別冊の議案資料17ページから22ページにかけて位置図を添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思えます。

以上、3議案について、御審議賜りますようよろしくおしい申し上げます。

○議長（竹村広明君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、176ページ、お願いいたします。

議案第87号 行政不服審査法に基づく諮問機関に係る事務の委託に関する協議について、御説明させていただきます。

改正後の行政不服審査法においては、第三者の立場から審査庁の採決の判断の妥当性を

チェックする諮問機関の設置が必要となっております。その中で、本市におきましては、行政不服審査法に基づく審査請求の件数が少なく、また設置に係る費用面を考慮し、別紙規約に基づき、諮問機関に係る事務を和歌山県に委託するため、議会の議決を求めるものでございます。

177ページには、和歌山県と紀の川市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約を定め、委託事務の範囲、管理及び執行の方法、経費の負担などを定めています。

以上、御審議お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま提案説明が終わりました。

諮問第1号から議案87号のうち、諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦についてから、議案第23号 静川財産区管理委員の選任についてまでの30件は、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略し、本日直ちに質疑、採決を行いたいと思います。

また、議案精査のため、提案理由を聞くにとどめ、日程第5の後、再び議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から議案第23号までの30件については、日程第5の後に質疑、採決まで行うことに決しました。

日程第5 委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について

○議長（竹村広明君） 次に、日程第5、委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） それでは、委員会提出議案第1号について、提案説明をいたします。

委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について。

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに紀の川市市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

当議案については、委員会において全会一致をいたしましたので、委員会提出議案とし

て提出をいたします。提出者は、議会運営委員会であります。

提案理由といたしまして、紀の川市行政組織条例の一部を改正する条例が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するためであります。

改正内容は、総務文教常任委員会所管の「国体対策局」を削除するものであります。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（竹村広明君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

続きまして、先ほど日程第4で、提案説明のありました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第23号 静川財産区管理委員の選任についてを再び議題といたします。

それでは、まず、諮問第1号から諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑、採決を行います。

これより、諮問第1号から諮問第7号までの7件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結をいたします。

それでは、順次お諮りいたします。

諮問第1号について、原案のとおり適任者とするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、原案のとおり適任者とするに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第2号について、原案のとおり適任者とするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は、原案のとおり適任者とするに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第3号について、原案のとおり適任者とするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は、原案のとおり適任者とするに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第4号について、原案のとおり適任者とするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は、原案のとおり適任者とするに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第5号について、原案のとおり適任者とするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号は、原案のとおり適任者とするに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第6号について、原案のとおり適任者とするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第6号は、原案のとおり適任者とするに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第7号について、原案のとおり適任者とするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第7号は、原案のとおり適任者とするに決しました。

続きまして、議案第1号から議案第6号 長田竜門財産区管理委員の選任についての質疑、採決を行います。

これより、議案第1号から議案第6号までの6議案に対する一括質疑を行います。

質疑、ございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

それでは、順次お諮りいたします。

まず、議案第1号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり同意されました。

続きまして、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり同意されました。

続きまして、議案第7号から議案第13号 竜門財産区管理委員の選任についての質疑、採決を行います。

これより、議案第7号から議案第13号までの7議案に対する一括質疑を行います。

質疑、ございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

それでは、順次お諮りいたします。

まず、議案第7号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第8号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第9号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第10号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第11号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第12号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第13号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり同意されました。

続きまして、議案第14号から議案第20号 南北志野財産区管理委員の選任についての質疑、採決を行います。

これより、議案第14号から議案第20号までの7議案に対する一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

それでは、順次お諮りいたします。

まず、議案第14号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第15号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第16号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第17号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第18号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第19号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第20号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり同意されました。

続きまして、議案第21号から議案第23号 静川財産区管理委員の選任についての質疑、採決を行います。

これより、議案第21号から議案第23号までの3議案に対する一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

それでは、順次お諮りいたします。

まず、議案第21号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第22号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第23号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり同意されました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、あすより3日間休会とし、3月1日火曜日、午前9時30分より再開いたします。

お疲れさんでした。

（散会 午後 1時30分）